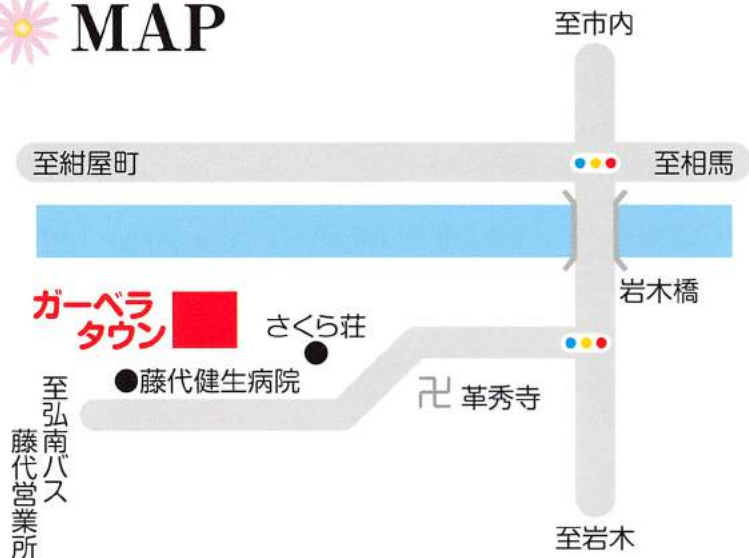


## MAP



津軽保健生活協同組合  
宿泊型自立訓練事業所

# ガーベラタウン



## 交通のご案内

バス「弘前駅前」バス停より  
「駒越経由藤代営業所」行きに  
乗車し、「藤代」で下車し徒歩2分

## 住所

〒036-8373 弘前市大字藤代2丁目11番地の10  
☎ 0172-32-8004  
FAX 0172-31-1160

## 宿泊型自立訓練事業所とは

日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等を対象として、一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後の生活能力等の維持・向上のための訓練を行うとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整等を行い、積極的な地域移行の促進を図る。

## 利用対象者

- ① 施設利用規則を厳守できる方
- ② 共同生活を営む事ができる方
- ③ 生活技術向上を目指し社会参加を希望する方
- ④ 市町村より支給決定を受けている方
- ⑤ 必要経費を本人又は家族が支払う事ができる方
- ⑥ その他ガーベラタウン入所判定基準を満たす方

## 利用までの流れ

- ① 見学と面接
- ② 指定相談支援事業所へ相談をする
- ③ 体験入所5泊6日の1回又は2泊3日後5泊6日の2回行う
- ④ 相談支援事業者が判定会議を開催して検討する
- ⑤ 市町村に訓練給付費の申請をして、支給決定をうける
- ⑥ 利用契約を結び、利用開始

## 利用期間

- ① 生活訓練Ⅲ：原則2年
- ② 生活訓練Ⅳ：原則3年（長期入院、長期施設入所1年以上の方）

## 訓練内容

サービス管理責任者が作成する個別支援計画に沿って訓練をします

- ① 自立訓練に関する訓練  
掃除、洗濯、金銭管理、対人関係、余暇の活用等の技術の習得
- ② 生活に関する相談・援助  
社会資源の活用、地域生活に必要な知識等の習得
- ③ 通院・服薬・その他の援助  
外来受診、薬の管理、家族調整、日中活動、就労等の参加

## 利用料及びその他の費用

訓練給付費 1日につき 単位：円

訓練給付費 基本	267単位
食事提供体制加算	68単位
福祉専門職員配置等加算	7単位
夜間防災、緊急時支援体制加算（1）	12単位
夜間防災、緊急時支援体制加算（2）	10単位
合計（加算により変更の場合有）	364単位

## 訓練給付費負担上限額について

区分	世帯の収入状況	円
生活保護	生活保護受給世帯	0
低所得	市町村民税非課税世帯 *3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合 収入が概ね300万以下の世帯が対象となります	0
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割16万未満） 収入が概ね600万以下の世帯が対象となります	9,300
一般 2	上記以外	37,200

詳しくは市町村役場にご相談ください

## ガーベラタウン利用料

家賃	26,500円	当月20日までに収めてください
食事代	39,000円	当月20日までに収めてください
寝具代	1日：63円	1,890円～1,953円
合計	約67,500円	

\*電気料は各居室の個メーターで算定します

\*活動プログラムによっては、自己負担が発生します

\*その他小遣い銭、医療費、日用品等は自己負担になります

不明なことがあった時はガーベラタウン職員にお訪ねください

## 施設の概要

\*設置主体：津軽保健生活協同組合 \*開設：平成24年4月1日

\*定員：20名（全室個室）

\*職員：サービス管理責任者1名、生活支援員2名、  
地域移行支援員1名